

静岡県告示第690号

土地改良事業等補助金交付要綱（昭和31年静岡県告示第936号）の一部を次のように改正する。

平成29年9月22日

静岡県知事 川勝平太

改正前				改正後			
<p>(軽微な変更)</p> <p><b>第7条</b> 第5条第1号ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。</p> <p>(1) 別表の3の項、5の項、9の項、11の項から13の項まで、16の項、18の項、19の項、23の項及び25の項の事業、26の項の採択基準の欄の(2)に掲げる事業並びに27の項から<u>30の項</u>までの事業にあつては、次に掲げる変更</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>				<p>(軽微な変更)</p> <p><b>第7条</b> 第5条第1号ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。</p> <p>(1) 別表の3の項、5の項、9の項、11の項から13の項まで、16の項、18の項、19の項、23の項及び25の項の事業、26の項の採択基準の欄の(2)に掲げる事業並びに27の項から<u>29の項</u>まで及び<u>31の項</u>の事業にあつては、次に掲げる変更</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>別表の30の項の事業にあつては、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2324号農林水産事務次官依命通知）に定める変更</u></p>			
別表 (略)				別表 (略)			
番号	事業等	補助事業		番号	事業等	補助事業	
		採択基準	補助率(額)			採択基準	補助率(額)
(略)				(略)			
29	農業基盤整備促進事業	次のいずれかに該当するもの (1) 農業基盤整備促進事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第	当該補助事業費の <u>56パーセント</u> 以内	29	農業基盤整備促進事業	次のいずれかに該当するもの (1) 農業基盤整備促進事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第	当該補助事業費の <u>100パーセント</u> 以内

2089号農  
林水産事  
務次官依  
命通知)  
に基づく  
事業のう  
ち、土地  
改良法  
(昭和24  
年法律第  
195号)  
第2条第  
2項に規  
定する土  
地改良事  
業である  
もの

(2) 農山漁  
村地域整  
備交付金  
実施要領  
別紙2  
(農業基  
盤整備促  
進事業に  
係る運用) に基づく事業  
のうち、  
土地改良  
法第2条  
第2項に  
規定する  
土地改良  
事業であ  
るもの

2089号農  
林水産事  
務次官依  
命通知)  
別表の事  
業種類の  
欄に掲げ  
る事業

(2) 農山漁  
村地域整  
備交付金  
実施要領  
別紙2  
(農業基  
盤整備促  
進事業に  
係る運用) 別表  
の事業種  
類の欄に  
掲げる事  
業

30	(略)		

別記様式第1号 (略)

事業費補助金交付申請書

(略)

備考

- 1 別表の3の項、11の項から13の項まで、16の項及び26の項から30の項までの事業は別紙1を、1の項、17の項及び21の項の事業は別紙2を、6の項の事業は別紙3を、5の項、9の項、18の項、19の項、22の項及び23の項の事業は別紙4を、25の項の事業は別紙5を、15の項の事業は国の要綱(防衛省)の定める様式を添付すること。

2・3 (略)

別紙1～別紙5 (略)

別記様式第3号 (略)

事業遂行状況報告書

(略)

備考

- 1 別表の1の項、5の項、6の項、9の項、11の項から13の項まで、15の項から19の項まで、21の項から23の項まで及び25の項から30の項までの事業は別紙を添付する

30	農地耕作 条件改善 事業	農地耕作条 件改善事業 実施要綱 (平成27年 4月9日付 け26農振第 2069号農林 水産事務次 官依命通 知)別表の 事業種類の 欄に掲げる 事業	当該補助事業費 の100パーセント 以内
31	(略)		

別記様式第1号 (略)

事業費補助金交付申請書

(略)

備考

- 1 別表の3の項、11の項から13の項まで、16の項及び26の項から31の項までの事業は別紙1を、1の項、17の項及び21の項の事業は別紙2を、6の項の事業は別紙3を、5の項、9の項、18の項、19の項、22の項及び23の項の事業は別紙4を、25の項の事業は別紙5を、15の項の事業は国の要綱(防衛省)の定める様式を添付すること。

2・3 (略)

別紙1～別紙5 (略)

別記様式第3号 (略)

事業遂行状況報告書

(略)

備考

- 1 別表の1の項、5の項、6の項、9の項、11の項から13の項まで、15の項から19の項まで、21の項から23の項まで及び25の項から31の項までの事業は別紙を添付する

こと。 2 (略) 別紙 (略)	こと。 2 (略) 別紙 (略)
------------------------	------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当する規定及び様式により取り扱ったものとみなす。